

TOKYO働き方改革宣言

職員のワークライフバランスの推進を目指して、より働きやすい職場にするための働き方改革に全所的に取り組めます。

平成29年3月21日

木村社会保険労務士事務所

目標

《働き方の改善》法定労働時間を超えない勤務体制を目指します。
職員は正確性とスピードを常に意識して仕事をし、研修等の実施により生産性と能力向上を同時に推進します。

《休み方の改善》年次有給休暇取得率100%を目指します。

取組内容

《働き方の改善》①1日8時間を超え残業するときは、事前申請とします。
②事前申請することで残業の原因を追究し、改善につなげます。

《休み方の改善》①年次有給休暇を取りやすい雰囲気を作ります。
②有給は、次回付与日までに100%消化を目指しますが、消化しきれなかった場合は3か月以内に前年残日数を使い切るよう取得を促進します。